

## 半田市安心・安全なまちづくり助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自治区が行う防災及び防犯に関する活動等に対し助成を行うことにより、地域の安心・安全なまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象事業)

第2条 助成対象事業は、自治区が実施する次の事業とする。

- (1) 防災対策や防犯対策を行うために必要な資機材の整備
- (2) 防災訓練・防犯パトロールなどの活動
- (3) その他、安心・安全なまちづくりのために行う事業

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成金を申請する年度の前年度の10月1日現在の各自治区の人口を基準として、予算の範囲内で市長が定める。

### (申請の手続)

第4条 助成金を受けようとする自治区の長は、安心・安全なまちづくり助成金交付申請書(様式第1)に、事業に要した費用を証明する書類(領収書等)を添付して市長に提出しなければならない。

### (交付決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、相当と認めたときは、安心・安全なまちづくり助成金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

### (助成金の請求)

第6条 自治区の長は、前条の交付決定の通知を受けたときは、請求書(様式第3)を市長に提出するものとする。

### (助成金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 半田市自主防災会活動費助成金交付要綱及び防犯活動費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第4条関係)

年 月 日

半田市長 殿

自治区名 区

代表者名

年度 安心・安全なまちづくり助成金交付申請書

半田市安心・安全なまちづくり助成金交付要綱第2条の規定に基づき助成金の交付を受けたいので、同要綱第4条の規定に基づき次のとおり申請します。

記

交付申請額	金	円
-------	---	---

助成事業の種類	実績	
	実績額	実績の内容
合計金額		

〔添付書類〕領収書の写し

様式第2(第5条関係)

第 号  
年 月 日

殿

半田市長

年度 安心・安全なまちづくり助成金の交付について(通知)

日頃は、本市防災及び防犯活動の推進に対して、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日、申請のありましたこのことについて、半田市安心・安全なまちづくり助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、交付を決定しましたので通知します。

なお、入金日につきましては、    年     月     日( )に振込み予定のため、ご確認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

    金     円

(内訳)

1. 安心・安全なまちづくり助成金     金     円

2. 振込先

金融機関名                      支店名                     支店

口座種別                      口座番号                     

フリガナ

口座名義

様式第3(第6条関係)

# 請 求 書

年 月 日

半田市長 殿

自治区名 区

代表者名

年度 安心・安全なまちづくり助成金として、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金 円
-------	-----

## 【助成金振込先】

金 融 機 関 名	口座種別	口 座 番 号
銀 行 信用金庫 支店 農 協	普 通 ・ 当 座	
(フリガナ)		
口 座 名 義 人		

※記入誤り・記入漏れのないよう通帳の記載どおり確實にご記入ください。